

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 211 回国会法律案等 N A V I 「2022 年国際コーヒー協定」
著者 / 所属	奥利 匡史 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	455 号
刊行日	2023-4-14
頁	46-48
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20230414.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

2022年国際コーヒー協定

1. 国際コーヒー協定の概要と国会提出の背景

国際コーヒー協定は、世界のコーヒー需給と価格を安定させるための国際商品協定¹であり、コーヒーの供給過剰と価格暴落が中南米諸国の政治情勢に及ぼす影響などを背景として米国²主導により1962年に作成された。この協定の運用や実施の監視に当たるため、国際コーヒー機関（International Coffee Organization：ICO）がロンドンに設立されており、2023年1月現在、48か国及びEUが加盟している。国際コーヒー協定は、現行の2007年協定まで7次にわたり引き継がれており、日本は、財政事情等を考慮して一時的に脱退したものの³、1962年協定から2007年協定まで累次の協定を締結してきた。ICOについて、日本政府は、生産・消費国の政府及び民間団体に協議の場を提供し、コーヒー市場の動向や病虫害の状況等に関する包括的、体系的で信頼性の高い情報を提供する唯一の機関であり、同機関に加盟して生産・消費国の政府とのネットワークを構築し、迅速に有益な情報を得ることは、日本のコーヒーの安定的な供給に資すると評している⁴。

図表1 ICO加盟国の輸出入量 上位5か国（2017年～2019年）

()内の輸出入量は60kgコーヒー袋の個数で表される

順位	2017		2018		2019	
	輸出国（輸出量）	輸入国（輸入量）	輸出国（輸出量）	輸入国（輸入量）	輸出国（輸出量）	輸入国（輸入量）
1	ブラジル(30,925)	ドイツ※(21,765)	ブラジル(35,637)	ドイツ※(22,147)	ブラジル(40,698)	ドイツ※(22,432)
2	ベトナム(25,092)	イタリア※(10,020)	ベトナム(31,385)	イタリア※(10,639)	ベトナム(27,400)	イタリア※(10,914)
3	コロンビア(12,985)	日本(7,647)	コロンビア(12,808)	フランス※(7,624)	コロンビア(13,672)	日本(8,040)
4	インドネシア(8,198)	フランス※(6,967)	ホンジュラス(7,144)	日本(7,540)	ホンジュラス(6,765)	フランス※(7,993)
5	ホンジュラス(7,341)	ベルギー※(5,677)	インド(5,967)	ベルギー※(5,742)	インドネシア(6,334)	ベルギー※(6,199)

※EUとしてICOに加盟

(出所) ICOウェブサイトを基に筆者作成

2007年協定は、有効期間が2024年2月1日までとなっているところ、2022年6月9日に国際コーヒー理事会（後述）の第133回会合において、「2022年の国際コーヒー協定」（以下「本協定」という。）が採択された。近年、新興国の経済成長に伴うコーヒー需要の高まり

¹ 国際商品協定とは、需給及び価格の変動が激しい一次産品について、国際需給調整と価格安定、市場拡大のための研究・開発協力を主たる目的として輸出国と輸入国の間で締結されるものである。主な国際商品協定として、コーヒー、熱帯木材、穀物、ココア及び砂糖に関する協定が挙げられ、2023年3月現在、日本は国際コーヒー協定、国際熱帯木材協定及び国際穀物協定に加入している。

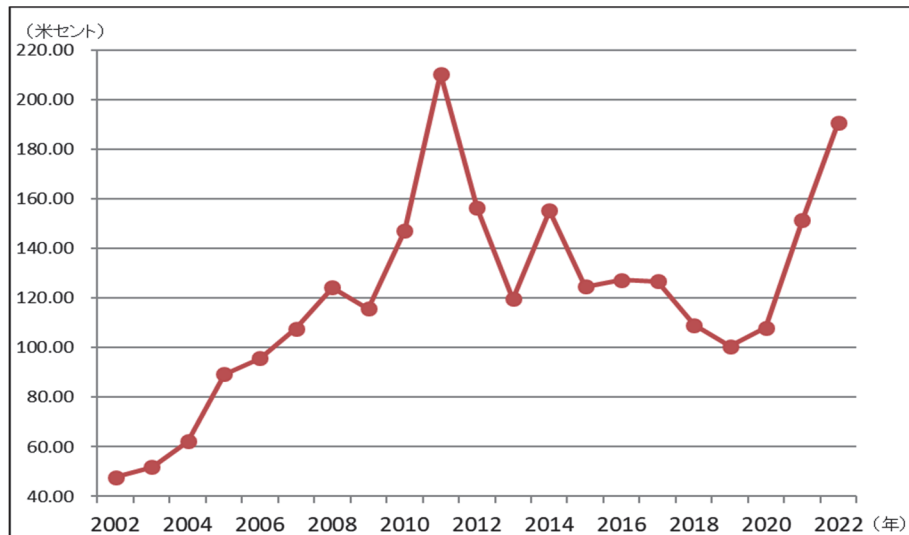
² 米国は、1993年に協定交渉の難航等を理由にICOから脱退した。その後、2005年には、コーヒーの世界的な需要の高まりを背景に復帰したものの、2018年にトランプ政権下で再び脱退した。

³ 日本は2009年に脱退し、2015年に復帰した。

⁴ 第189回国会参議院外交防衛委員会会議録第13号2頁（2015.5.14）岸田文雄外務大臣（当時）答弁

等により、国際コーヒー市場の需給が逼迫している。日本政府は、本協定が①コーヒーの安定的輸入の確保、②開発途上にあるコーヒー生産国の持続可能な開発の支援、③コーヒーの安全性や品質管理等について I C O を通じて日本の考えを引き続き反映していくことに資するとして、2023年2月8日に署名し、3月10日（第211回国会）、本協定の承認案件（閣条第10号）を衆議院に提出した。

図表2 コーヒー価格の変遷（I C O 複合指標価格⁵）



(出所) I C O ウェブサイトを基に筆者作成

2. 本協定の主な内容

(1) I C O の組織

I C O の最高機関は、「国際コーヒー理事会」（以下「理事会」という。）である（第7条）。理事会は I C O の全ての加盟国で構成され（第9条）、本協定によって明示的に与えられる全ての権限は理事会に属する（第10条）。その他の機関として、I C O の運営予算の作成の監督等を行う「財政及び運営に関する委員会」（第19条）、コーヒー産業に関する消費振興及び市場動向等に責任を負う「経済に関する委員会」（第25条）⁶、民間部門（私人・私企業、国有企業等）や市民社会（公的活動に参加する非政府機関・非営利団体）の主体から構成され、理事会の要請に応じて勧告を行う「賛助加盟員会」（第34条）、複数の利害関係者による官民の対話を実施する「コーヒー官民作業部会」（第35条）等が挙げられる。このうち、「経済に関する委員会」、「賛助加盟員会」及び「コーヒー官民作業部会」は本協定において新設されるものである。

本協定は、生産・消費国の政府や国際機関のみならず、民間部門を含む全ての利害関係者の間における協力がコーヒー産業の発展に更に貢献することを重視している。新設され

⁵ I C O 複合指標価格は、コーヒー1ポンド当たりの価格（米セント）で表され、米国、ドイツ、フランスの3大市場の現物の成約価格を収集し、I C O の定める方法でコーヒー4品種ごとの加重平均値を算出したもの。

⁶ 「財政及び運営に関する委員会」及び「経済に関する委員会」の構成・権限は理事会によって決定される。

る3機関は、その具体的な構成や任務などは今後理事会で協議されることとなる部分も含まれるが、コーヒー産業に係る官民連携や情報の交換を促進する役割などを担うことが想定されている。

(2) 各加盟国の分担金額

I C Oの運営予算に係る各加盟国の分担金額は、現行の2007年協定においては、理事会における全加盟国の票数の合計に対する各加盟国の票数の割合に比例して決定される。その票数の配分は、直前の4暦年間に於ける各加盟国のコーヒー輸出入の平均数量に比例して決定される⁷。

本協定は、各加盟国の分担金額について、(i) 50%は直前の4暦年間に於ける全貿易の平均価額に基づいて、(ii) 50%は直前の4暦年間に於ける全貿易の平均数量に基づいて計算されることとした(第21条)⁸。このように平均価額も考慮する規定が盛り込まれた背景として、煎っていない豆の状態におけるコーヒー(本協定上は「生コーヒー」と称される)に加え、スティックコーヒーのようなコーヒー加工品(本協定上は「コーヒーミックス」と称される)などの流通量が増えたことが挙げられる。このような商品は、本協定上、輸出入量を算定する際に換算係数を用いて生コーヒー相当重量を得ることとされているが、生コーヒーよりも一般的に高価である。本協定によって、輸出入の量のみならずその価額を考慮することにより、各加盟国の分担金額が一層コーヒー市場の実態に近いものとなることが見込まれる。

なお、上記の変更によって、日本の分担金額が大幅に増加することはないと想定されている。

(3) 持続可能なコーヒー産業の実現のための取組

2015年9月、国連総会において、経済・社会・環境をめぐる広範な開発課題に総合的に取り組むことを内容とするSDGsが採択された。本協定においても、この目標に係る様々な規定が盛り込まれている。例えば、本協定の第13章は「持続可能な開発」について規定しており、I C Oはコーヒー産業を持続的に発展させるため、各加盟国に対して様々な形で支援することが可能である(第40条)。また、加盟国はコーヒー産業に従事する人々の生活水準及び労働条件を向上させることに考慮を払うこととされている(第41条)。

おくり まさふみ
(奥利 匡史・外交防衛委員会調査室)

⁷ 具体的には、加盟輸出国全体で1,000票、加盟輸入国全体で1,000票を有しており、各加盟国の配分について、それぞれ5票の基礎票を有し、残余の票は、加盟輸出国は直前の4暦年間に於けるコーヒーの輸出、加盟輸入国は直前の4暦年間に於けるコーヒーの輸入の平均数量に比例して配分されている。現行の2007年協定におけるこの制度の下、2021/22コーヒー年度において日本は146票を有し、同コーヒー年度における直近の分担金は約1,660万円(分担率約5%)である。なお、コーヒー年度とは前年10月1日から9月30日までの1年の期間をいう。

⁸ 本協定では、各加盟国が有することとなる票数についても、5票の基礎票以外は、分担金額の決定と同様、直前4暦年間に於ける輸出・輸入の平均数量及び平均価額に比例して配分されることとなっている(第13条)。